

道長邸（焼亡後の土御門第）の考察

A Study on the Michinaga Residence

—The Post-Fire Rebuilding of *Tsuchimikadodai*—

(1990年4月9日受理)

中谷 青三郎
Seizaburou Nakatani

Key words: 土御門第, 貴族住宅

はじめに

この小文は、『御堂関白記』（以下『関記』と略す。）を中心に、土御門第再建とその実体を少しでも明らかにしようと試みるものである。この時代の貴族の邸宅がどのようなものであったかは、絵巻物、文献、発掘調査などにより、明らかにされつつあるが、寺院建築に比べると、現存するものが少なく、不明な点が多い。ここでは、文献を主として、その時代の背景等も見ながら、土御門第の実体を見ることとする。土御門第が道長と関係づけられるのは、道長が、源雅信の娘倫子へ婿取りされることに始まり、上東門院、京極殿とも呼ばれるが、道長自身は土御門第と呼んでいる。

1. 焼 亡

長和五年（1016）七月に土御門第は焼亡する。この焼亡に関する記事を『関記』からひらうと、廿一日、癸亥、丑終許東方有火、見之相当土御門方、仍馳行、從惟憲朝臣宅火出遷付、馳付 風吹如拂、二町同数屋一時成灰、先令取出大饗朱器、次文殿文等、後還一条間、申法興院火付、即行向、不遺^{〔間カ〕}一屋焼亡、凡從土御門大路至二条北五百余家焼亡、

また、『日本紀畧』には、

廿日壬戌。寅剋。火起上東門南。京極西。萬里小路東。至于二條焼亡。近江守惟憲朝臣宅爲炎上之始。攝政上東門第不免煙燄。又法興院土構林木四方門等焼亡了。

『扶桑略記』には、

廿日壬戌。丑時。攝政上東門第火災。翌日。其火延。法興寺等焼亡。

『榮花物語』には、

「七月廿餘日火出で来て、土御門殿焼けぬ。おほかたそのあたりの人々のいゑ残なく四五丁が程焼けぬれば、さじすぎ法興院も焼けぬ。上の御前は、かゝる御思にて一條殿におはしまし、大宮も殿の御前も内に在しましける夜しも焼けぬれば、つゆ取り出でさせ給ふ物もなく、年頃の御傳り物ども、數知らず塗籠にて焼けぬ。『猶さべきな（め）りけり』とおぼし歎かせ給ふに、このとの、山・中島などの大木

ども、松の蔦懸りていみじかりつるなど、おほかた一木残らずなりぬ。あさましう、ことさらにすとも、いとかくこそは焼けめと、いみじうありがたげなり。いみじき家といふとも造り出で、む。銀・黄金の御寶物はおのづから出で來、設けさせ給てん。この木どもの有様・大ききどもをぞ、世に口惜しき事におほし歎かせ給ふ。大宮の御領の宮なれば、その御具ども、さべき物ども、たゞこの殿にこそは置かせ給へけれ。すべて珍（か）なりとも疎なり。」

等と記されている。

焼亡の月日は『日本紀畧』、『扶桑略紀』ともに廿日としており、又、『栄花物語』は廿餘日とし、『関記』は廿一日とし、くい違いがあるが、ここでは『関記』の廿一日と考えてさしつかえないであろう。

出火時刻については『関記』は、「丑終許」、『日本紀畧』は、「寅剋」、『扶桑略紀』は、「丑時」としている。

出火元は、『関記』・『日本紀畧』いずれも惟憲朝臣宅としており、又、法興院については、上記の『関記』『日本紀畧』『扶桑略紀』『栄花物語』のいずれも、この火災によって焼亡したとしている。

焼失範囲については、『関記』・『日本紀畧』ともにくい違うところはない。『栄花物語』では、何も取り出せず、すべてを焼いてしまったとしているが、『関記』では、大饗朱器や文など一部は持ち出し焼失を免かれている。又『栄花物語』では、「大宮も殿の御前も内に在しましける夜しも焼けぬれば」とあり、『関記』には、「丑終許東方有火、見之相当土御門方」とあることから、内より見て東の方に当たる惟憲朝臣宅及び接近する土御門方面から火が出ている。

以上の事を要約すると、長和五年七月廿一日に道長が内裏にいる丑から寅の剋に惟憲朝臣宅から出火し、上東門（土御前大路）の南、京極大路より西、萬里小路より東、二條大路より北、それに法興院が焼失し、この中にある土御門第も、一部家財道具を持ち出したものの、建物や大木なども焼けてしまったと考えられる。

ここで注目すべきことは、『栄花物語』によれば、道長にとれば、どんな立派な家も造ることが出来るが、大木等はどうしようもないと言っている事、又、「大宮の御領の宮なれば」とあり、倫子の御領であると認識している。

2. 再 建

道長が普請好きとして知られているが、土御門第にかかわる再建の記事を、『関記』から、順次ひらってみると、

長和五年七月廿五日 丁卯、召吉平・文高等、令勘申初土御門造作并可立柱・上棟日等とあり、焼亡の廿一日からわずか四日後の記事である。

長和五年八月七日 戊寅、土御門四面垣上置板令掃除、行事惟齊等也、材木等仰所、

長和五年八月八日 己卯、行土御門、見在様

長和五年八月十九日 庚寅、土御門造作初

長和五年九月四日 乙巳、行土御門、見造作、領處夫等掃屋所

長和五年十月廿九日 庚子、此日以卯時、居土御門礎、見物

長和五年十一月二日 壬寅、卯時立土御門寢殿、西對、東對代、北對、西北對、馬場殿、堂等、仍行向見之、木工等賜祿、各有差

等と見え、工事の進行の様子がうかがわれる。続いて、

長和六年八月廿三日 戊子 行土御門馳初馬、并此日仰左近将曹重種令結埒

寛仁元年九月七日 壬寅 行土御門、見埒結（長和六年と同年）

寛仁元年九月九日 甲辰 早朝渡土御門、馳馬、結埒

寛仁元年九月十二日 丁未 渡土御門馳馬

寛仁元年九月十三日 戊申 參大内、罷出後馳馬

寛仁元年十月七日 壬申 從内出、信濃守道成獻馬六疋、渡土御門、令馳見之、皆上馬也、攝政四疋獻、又見之、

寛仁元年十月廿一日 丙戌 上野守定輔⁽⁶⁾獻馬十疋、渡土御門令馳

寛仁元年十一月十七日 辛亥 渡土御門、令馳出羽馬等見之、

の記事が見え、馬場あたりの工事が進んでいたものと思われる。しかし、他の部分はなかなか思うように工事が進んでいなかったと見えて、

寛仁元年十二月六日 庚午 行土御門、仰造作事

同二年二月廿七日 辛卯 行土御門、召囚人令掃池

とある程度で、

寛仁二年四月十七日 庚辰 行土御門、造作猶荒涼、廿八日作合難見

と嘆いている。しかし

寛仁二年四月廿七日 庚寅 召吉平朝臣、令勘申可渡土御門日時、六月廿七日者

とあるところから、この時点で工事の目処がついていたものと思われる。『関記』にはこの六月廿七日前後の記事が残念なことに欠けている。なお、なお、この間、「行土御門」に類する記事は多く見られる。

『栄花物語』に見られる記事は、

この殿は、やがて八月より手斧はじめせさせ給て、來年の四月以前に造り出さずべきよし仰せ給ひて、國々の守屋一つづつ當りて、夜を晝に急ぎののしる

とある程度で詳しくは書かれていないが、土御門第の再建のすぐ後の寛仁三年七月頃の法成寺造営の様子が描かれている。その部分には、

「方四丁を廻りて大垣して、瓦葺きたり。様々におぼし掟て急がせ給へば、夜の明るも心もとなく、日の暮るも口惜しくおぼされて、よもすがらは、山を疊むべきやう、池を掘るべきさま、植木を植ゑ並めさせ、さるべき御堂、様々方々造り續け、佛はなべての様にやはおはします（中略）さるべき殿ばらを始め奉りて、宮々の御封^(注1)・御庄どもより、一日に五六百人、千人の夫どもを奉るにも、人の數多かる事をばかしこき事に思ひおぼしたり。國々の守ども、地子・官物は遅なれども、たゞ今はこの御堂の夫役・材木・桧皮・瓦多し參らする業を、我も、と競ひ仕まつる。大方近きも遠きも參り込みて、品、方、邊り、に仕うまつる。ある所を見れば、御佛仕うまつるとて、巧匠多く佛師百人ばかり率ゐて仕うまつる。同じくはこれこそめでたけれと見ゆ。堂の上を見上ぐれば、たくみども二三百人登り居て、大きな木どもには太き綱をつけて、聲を合わせて、「えさまさ」と引き上げ騒ぐ。御堂の内を見れば、佛の御座造り耀かす。板敷を見れば、木賊・椋葉・桃の核などして、四五十人が手ごとに居並みて磨き拭ふ。桧皮葺・壁塗・瓦作なども數を盡したり。又年老たる法師・翁などの、三尺ばかりの石を心にまかせて切り調ふるもあり。池を掘るとて四五百人下りたち、又山を疊むとて五六百人登りたち、又大路

の方を見れば、力車にえもいはぬ大木どもを綱つけて叫びの、しり引きもて上る。加茂河の方を見れば、筏といふものに樽・材木を入れて、棹さして、心地よげに謠ひの、しりてもて上るめり。大津・梅津の心地するも「西は東」といふはこれなりけりと見ゆ。磐石といふばかりの石を、はかなき筏に載せて率て來れど沈まず。すべて色、様々言い盡すべき方なし。かの須達長者の祇園精舎造りけんもかくやありけんと思ゆるを、冬の室、夏の風各事ごとなり。」

と、いきいきと表現している。

土御門第の焼亡の長和五年七月廿一日の四日後の廿五日には、早くも造作初め立柱上棟の日を勤申されており、翌年八月七日には垣をさわり、行事や材木等の事についても指示をしている。『栄花物語』の法成寺の造営についての記事にも、まず「方四丁を廻りて大垣して、瓦葺きたり。」とあるところから、当時はまず最初に垣を作ることから始めたものであろう。翌日八日の「見在様」は現地にて指示を与えたものであったであろう。八月十九日の「土御門造作初」は、『栄花物語』にも「やがて八月より手斧はじめさせ給て」とあり、いよいよ本格的な工始が開始された。造作初から約七十日後の十月廿九日には基礎をすえており、二日後には主要な建物の上棟が行なわれた。その後翌年寛仁元年八月廿三日まで約十ヶ月間、「行土御門」に類する記事が見えるが、特に注目すべきものはない。八月廿三日頃から、「馳初馬」・「令初結埒」・「見埒結」等が、十月に入ってから、「獻馬六疋」・「令馳見之」等が見える。又『日本紀畧』の寛仁元年九月十六日に「前攝政（道長）京極第。有競馬内覧事。」と見える事を考えて合わせると、この頃には馬場まわりがまず完成していたものと思われる。

この後寛仁二年四月十七日までの間には、寛仁二年二月廿七日の「召囚人令掃池」がある程度で、具体的な事柄を示す記事はないが、「行土御門」の回数がかなり多くなる。寛仁二年四月十七日「行土御門、造作猶荒涼、廿八日作合難見」と嘆いているが、十日後の四月廿七日は、「令勘申可渡土御門日時、六月廿七日者」とあり、いよいよ工事が完成に近づき、移徙の目処が立っていた事がわかる。

『栄花物語』の土御門の再建にあたって、「國々の守屋一つづつ當りて」とあり、又、同書法成寺造営に関する部分では、「國々の守ども地子、官物は遅なれども、ただ今はこの御堂の夫役・材木・椀皮・瓦多く參らす業」と書かれており、『日本紀畧』には平安遷都に関して、延暦十二月六月廿三日に「令諸國造新宮諸門云々。」又、『日本逸史』には、同日の記事に、「令諸國造新宮諸門」に続き、「尾張美濃二國造殷富門。伊福部氏也。越前國造美福門。壬生氏也。若狹越中二國造安嘉門。海犬甘氏也。丹波國造偉鑿門。猪使氏也。但馬國造藻壁門。佐伯氏也。播磨國造待賢門。山氏也。備前國造陽明門。若犬甘氏也。備中備後二國造達智門。丹治氏也。阿波國造談天門。玉手氏也。伊與國造郁芳門。達部氏也。拾芥抄」と書かれており、当時守の中央の造営事業にはたした役割が想像される。これは、国司が律令制において任命されることによる関係が存在することに、大きな原因があると思われる。国司任命は、正月九、十、十一日の三日間を県召除目とし、諸国の国司の任命を本義とする年中行事がある。国司ついてみると、『令義解』職員令によれば、

大國 守（従五位）一人、介（正六位）一人、大掾（正七位）一人、少掾（従七位）一人

大目（従八位）一人、少目（従八位）一人、史生三人

上國 守（従五位）一人、介（従六位）一人、掾（正七位）一人、目（従八位）一人、史生三人

中國 守（正六位）一人、掾（正八位）一人、目（従八位）一人、史生三人

下國 守（従六位）目（少初位）一人、史生三人。 （ ）は官位令より追加。

とし、「凡國博士醫師國別各一人。其學生大國五十人、上國卅人。中國卅人。下國廿人。醫生各減五

分之四」と決められている。又同選叙令には「凡内外五位以上勅授。内八位，外七位以上，奏授。外八位，及内外初位皆官判授。（中略）舍人，史生，使部，伴部，帳内，資人等，式部判補。」「凡國博士醫師者，並於部内取用。若無者，得於傍國通用。」これによれば，国の史生以上は中央の任命，博士醫師はともに国内において採用されるのが原則であるが，早く和銅元年（七〇八）には現地採用に並行して中央官人の下向も行われ，平安中期以降，史生，国博士醫師を含む雑任国司以上の国衙官人総て中央からの下向人であった。^{注2)}位により勅任，奏任，判任，判補等の違いがあるが，それぞれ，天皇，大臣，太政官，式部省等が任命するものである。

次に位田，職分田についてみると，『令義解』田令には，位田は一品よりはじまって従五位の八町までで，これは，大国及び上国の守にのみ関係する。職分田は，太政大臣，左右大臣，大納言にだけ与えられ，これは関係がない。しかし功田は，「凡功田，大功世世不絶，上功傳三世。中功傳二世。下功傳子。」とある。

国司は京官に比べると地位が低く，あまり好まれなかったとされるが，表向きはともかく，財政的には魅力のあるものであった事は広く指摘されている。国司への任命の見返りとして，又，任命を期待して，中央の公郷に功をつくす図式が容易に想像出来る。^{注3)}ここで注目すべきことは，このような図式が，平安京の諸門の造営のような国家に対するものは，当然としても，公郷の私邸^{注4)}や私寺にまで及んでいること，又道長のように権力を持った者には多くの財が集まって来た事が推測される。

3. 移 徙

『関記』の寛仁二年四月廿七日「召吉平朝臣，令勸申可渡土御門日時，六月廿七日者」とあるが，当日の前後の記事は残されていない。しかし，『小右記』寛仁二年六月廿七日に「今夜大殿移給上東門第云々，春宮亮惟憲宅，左大殿西隣新造，今夜同時移徙，万人所寄」とある。又『栄花物語』には「はかなう六月にもなりぬ。京極殿は一昨年七月に焼けにしを，その八月より夜を晝にて造らせ給へ（れ）ば，出で来て，今日明日渡らせ給。」とあり，六月であったことは明らかである。

『栄花物語』には，「來年の四月以前に造り出づべきよし」とあるが，実際には，長和五年七月廿一日から翌々年の寛仁二年六月廿七日まで約廿四ヶ月（寛仁二年には閏四月がある）かかっている。

4. 再建後の土御門第

『関記』には，移徙前後の経緯は記事もなく詳しくない。寛仁二年七月四日，「甲子，初參大内」，同月廿日，「庚辰，初土御門修法」等，移徙の事実を示す記事がある程度である。ただ，同月十一日，「辛未，被行造宮賞，以齊叙四位，土御門造作預功也」というのは目をひく。^{注4)}先に述べた位田は正四位として廿四町が与えられることとなる。

次いで，寛仁二年八月廿三日，「壬子，立廡并門扉」，寛仁三年正月廿四日，「壬午，此日馬場未西方可立文殿居礎」，同年二月二日，「庚寅，立文殿屋」等が見られ文殿が追加された。

次に土御門第にどのような建物があったかを示す記事を順にひろってみると，

長和五年十一月二日の立柱が行なわれた記事から，「卯時立土御門寝殿，西對・東對代・北對・西北對・馬場殿・堂等」があり，寛仁二年十月五日の女御威子土御門第に退出する日の記事，「出従上東門，

御土御門寝殿、上達部・殿上人座儲西對唐廂、翌日の、「従内有御使、定良、寝殿従西第三間設座、（中略）按察大納言・源大納言在渡殿」、同年十月十六日「五六巡後、采女御膳經東北渡殿簀子并寝殿東南簀子供之」又同年十月十七日、「上達部攝政以下多參、東對廂儲饌」、十月廿日、「勸学院衆參、東廊儲座」、皇太后行啓の日の寛仁二年十月廿一日、「以西時行啓、従東門入御、同對南面階倚御車」、翌日、「辰時御輿倚寝殿南階」、同日の東宮行啓に関して、「次東宮御、西門參、御車下敷蓮道、下給従御車、入自西中門、御西對御在所、入御間龍頭鶴首舟於池上奏樂、東宮入御後還退、次參上寝殿給、上卿等着西廊座、次御輿、御馬場殿、倚御輿於南階、是依大后仰也、上卿當馬場殿東面南階列立、御輿倚北階、前、作居御輿打橋、（中略）皇太弟經東廊堂等簀子敷等并平橋・中嶋橋等、自馬場西廂、着御座給、（中略）昇西渡殿南面、進大臣後簀子敷、（中略）中嶋監護者經中嶋橋等着座上、下題目、此間引舟橋、不令通人、（中略）着西廊座、（中略）此間東泉渡殿三后有御對面、（中略）昇西渡殿階着、（中略）御裝束、寝殿中央間立御帳、（中略）西二間敷疊對座、為公卿座、同渡殿對座敷疊、（中略）東對立御帳、（中略）、西對南面立御帳、（中略）西廊為上卿座、其西廊為殿上人座、障子西為藏人所座、其北渡殿北廂為東宮殿上人座、馬場殿東面、（中略）西廊四面懸御簾、敷中央間敷御疊二枚・土敷二枚・茵・北面、南立四尺御屏風、為東宮御息所、其廊前五間引平幔、馬場南立五尺張、（中略）馬場殿西廊北妻五間為擬文章生座、北上對座、堂東廂池邊為文人座、中嶋有樂人座、」が見える。これらの他、教通の女子眞子著袴に関しての記事等があるが上記につけ加えるものはない。

次に、『栄花物語』からいくつかひろってみると、「殿の造り様、はじめは古體の昔造なりしかば、屋の丈いと短くうちあわぬ事多かりしを、この度は殿の御心のうち合ふ限造らせ給へば、世にいみじき見物なり。山の大きなど失せにしこそ口惜しき事なれど、今ひき植へさせ給へる小木などは、末遙に生先ありて、頼しき若枝覺えて、見所勝りてなむありける。殿はこれにつけても、枇杷どの、遅げなる事をおぼしめすべし。今はかしこを急がせ給。」又、「左大將殿の大姫君はいつ、小姫君は三つにならせ給にければ、御袴着せ奉らせ給。京極殿に渡らせ給て、西の對にいみじうしつらひ居させ給へり。」、禎子内親王御裳着に関して、「土御門殿・西の對にぞ、御裝束などは仕うまつらせ給。（中略）大宮の女房、寝殿の南より西まで打出したり。（中略）枇杷殿の宮の女房は、西の對の東面南かけて打出したり。殿の上は、寝殿の東よりすこし西によりて、（中略）大宮西の對に渡らせ給べければ、皇太后宮は中の渡殿より通らせ給て、寝殿へ渡らせ給て、御迎あり。」又、鷹司殿倫子の六十の賀に関して、「治安三年十月十三日、殿の上の御賀なり、土御門殿を日頃いみじう造りみが、せ給へれば、常よりも見所あり、おもしろき事限なし。（中略）御前達のおはします所と寝殿との中に、（中略）太宮の女房は、寝殿の北面、西の渡殿かけて打出でたり。皇太后宮の〔は〕西の對の東面なり。（殿の上の御方は寝殿の東面、）中宮の御方は東の對の西面、督のとの、御方の女房、東の對西南かけて打出したり。（中略）かくて事始めぬれば僧綱は寝殿の南の廂、凡僧は東の渡殿に候ふ。（中略）関白殿たさせ給て、東の對の南の簀子のもとにて、」東宮（敦良）土御門第行啓に関して、「大宮は土御門殿・寝殿におはします。東の對にぞ〔督の殿の上おはします。西の對に〕東宮おはしま〔すべき御消息せ〕させ給へる。中門より西の廊の西ざまに行きたるを春宮の殿上にせさせ給へり。東の築地にそへて、新しく廊だちて造りて、督の殿・侍にせさせ給へり。」等の記事が見える。

以上の内容から、寝殿・西對・東對・北對・西北對・馬場殿・堂・東北渡殿・東廊・東門・西門・西中門・西廊・池・打橋・平橋・中嶋橋・西渡殿・舟橋・東泉渡殿・北渡殿・馬場殿西廊・等が見られる。これに文殿・東の築地にそへて、新しく廊だちた建物等がある。これらの他、雑舎や車舎等が附属して

いたであろうから、今一般に広く知られている寝殿造の建物と比較すると、かなり大規模で完成された建物群で構成されていたであろう。位置関係はともかくとして、今仮りに、堂のかわりに東北對をおくと、寝殿・西對・東對・北對・西北對・東北對の六つの建物が整うことになると思われる。このような堂はどんな建物であったかは、以上の記述では「堂東廂池邊為文人座」程度で、詳しい事はわからない。又、当時、京中には東寺・西寺以外には寺はないのが原則であった事等を考え合わせると、土御門第の堂は對屋程度のひかえ目の建物であったと考えられないだろうか。この他にも一般には、馬場、馬場殿注5)も、一般の寝殿造にない建物といわれるが、方一町が一般の敷地だとすれば当然であっただろう。

最後に、『栄花物語』に、土御門第の再建に際して、「伊予守よりみつぞ、すべてとのゝ内の事さがら仕うまつりたる。殿の御前の御調度共、上の御具、督の殿ゝ御方も、すべて残る物なう仕うまつれり。女房の曹司ゝの物の具ども、御簾・疊・半插・盥、何くれの物の具、すべて、侍・藏人所・隨身所などの、殿の内に「この物こそなけれ」と、おほし宣はすべきようなし。「いかでかく思ひ寄りけむ」とまで御覽ぜらるゝぞ、めでたかりける。」又、『小右記』寛仁二年六月廿日にも、「又伊予守頼光家中雜具悉献之」の後に献上された品々を詳しく記録している。同じく、「造作過差、万倍往跡」、「當時大閣〔道長〕徳如帝王、世之興亡只在我心、与吳王其志相同」と記しており、守の役割の一端を窺わせると同時に、道長の権力の大きさを物語っている。

土御門第再建とほぼ同じ時期に、先に述べた、『栄花物語』の「殿はこれにつけても、枇杷注6)どのゝ、遅げなる事をおほしめすべし。今はかしこを急がせ給。」とあり、枇杷殿を再建しており、この後、法成寺の造営を行う等、道長の普請好きのあらわれといえよう。

5. おわりに

この小文は長和五年（1016）七月の土御門第焼亡の日から、寛仁四年（1020）頃までを中心に考察したもので、（一部『栄花物語』からの引用には万寿二年（1025）六月までの記事を含む。）焼亡前の土御門第や、他の貴族住宅との比較、年代を広げるなど今後に残された課題は多い。これらの事を踏まえて、順次考察していきたいと考えている。

注1) 『関記』長和五年六月十日「依仰皇太后、余唯三宮、賜年爵并内外三分、又賜封三千戸、勅書下給中務、又以倫子同賜年爵年官勅書、」や『愚管抄』の道長についての記事の中に「同六月十日准三宮。又勅、室家従一位源朝臣倫子賜封戸年爵内外官三分。」等があり、これらのものが使われたのであろう。

注2) 平安時代政治史研究 第一部第三章地方行政機構についての考察 森田悌者による。

注3) 歴史学研究会・日本史研究会編集 「日本歴史 古代2」 貴族政治の展開に詳しい。

注4) 土御門第は公卿の私邸と考えられるが、東宮、皇太后、大皇太后宮等の貴人の住まいの造営は造宮と考えられた可能性はある。

注5) 『栄花物語』によれば、万寿元年九月、当時頼通の領有と思われる高陽院についての記事に、「高陽院殿にて駒競せさせ給て、行幸・行啓あるべき御いそぎあり。(中略) 寝殿の北・南・西・東などには皆池あり。中島に釣殿たてさせ給へり。東の對をやがて馬場のおとゝにせさせ給て、その前に北南ざまに、

馬場せさせ給へり。」とあり、時代は少し下るが、高陽院殿にも馬場殿・馬場を作っている。

注6) 『拾芥抄』左大臣仲平公の宅、昭宣公ノ家、近衛南、室町東。或ハ鷹司南、東洞院西一町とあり、『大鏡』に、権中納言従二位兵衛督長を枇杷大臣と申すとある。

年表（扶桑略記より作成）

1016年	長和五年	丙辰	
1017年	長和六年	丁巳	四月廿三日辛卯。改爲寛仁元年。
1018年	寛仁二年	戊午	
1019年	寛仁三年	己未	
1020年	寛仁四年	庚申	
1021年	寛仁五年	辛酉	二月二日丁未。改爲治安元年。
1022年	治安二年	壬戌	
1023年	治安三年	癸亥	
1024年	治安四年	甲子	七月十三日。改爲萬壽元年。
1025年	万寿二年	乙丑	